

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年7月28日付けで行った保有個人情報の開示をしない旨の決定は妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、令和2年7月15日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、同人の亡父の身体障害者手帳が埼玉県知事より発行されているかの有無及び発行されている場合の交付申請書の写し（以下「本件請求個人情報」という。）についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、令和2年7月28日付けで、保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和2年8月19日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和2年10月9日、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和2年11月11日、実施機関の職員から意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和2年11月20日、審査請求人から資料（意見陳述書）を受領した。

エ 当審査会は、本件審査請求について、令和2年12月16日、審査請求人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

（省略）

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している不開示の理由はおおむね以下のとおりである。

- (1) 条例第15条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」としている。

この個人情報とは、生存する個人に関する情報である（条例第2条第2項）。しかし、死者に関する情報であっても同時に遺族の個人情報となる場合は、当該遺族が自己を本人とする個人情報として開示請求を行うことができると考えられる。例えば、相続財産に関する情報については、相続人自身の個人情報とみなすことができ、開示請求の対象として認められるものがある。

そして、「埼玉県個人情報保護条例の解釈と運用」（平成31年4月埼玉県）によれば、死者の個人情報のうち、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係があるものについては、条例に基づく開示請求の対象として認められるとされている。

- (2) 審査請求人は、同人の亡父の身体障害者手帳が埼玉県知事より発行されているかの有無の開示及び発行されている場合は申請書の写しの開示を求めている。

本件請求個人情報は、審査請求人の死者である被相続人の個人情報であるが、相続財産に関する情報のように審査請求人本人の個人情報とみなし得るほど密接な関係があるとは認められない。

- (3) したがって、本件審査請求は、条例における開示請求の対象にならないため、不開示情報に該当するかどうかを判断するまでもなく、開示しないとした本件処分は妥当である。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求が審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求ではないとして、条例第21条第2項に基づき、開示しない旨の決定を行った。これに対して、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

なお、実施機関は、本件請求個人情報の存否を明らかにせずに開示しない旨の決定をしている。そこで、当審査会はこれを踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

- (2) 審査請求人を本人とする本件請求個人情報の保有個人情報該当性について

ア 本件請求個人情報は、審査請求人の亡父が生前に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を

受けているかどうかと交付されている場合の交付申請書の写しであって、審査請求人の亡父の個人に関する情報であるといえる。

イ 条例は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであるから、条例における個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、開示請求の対象として予定するのは、生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報のみであるが、死者に関する情報であっても、同時に遺族等の個人情報となる場合には、当該遺族等が、自己を本人とする個人情報として開示請求を行うことができるものと解される。そして、死者の情報がどのような場合に遺族等の個人情報として開示請求の対象となるかについては、個々の事例において死者の情報の内容と開示請求者との関係を個別に検討して判断する必要がある。

ウ 審査請求人は、亡父の地位を、長女として相続人の立場から承継したので、本件請求個人情報は審査請求人に開示されるべきであると主張する。しかし、上記イのとおり、開示請求ができるのは、生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報（死者に関する情報が、同時に遺族等の保有個人情報となる場合を含む。）に限られるから、単に審査請求人が亡父の相続人であることを理由とするだけでは、本件請求個人情報の開示請求をすることはできない。

エ 本件請求個人情報は、身体障害者手帳の交付の認定に関わる亡父自身の障害の状況や障害の程度を示すものであるから、審査請求人に直接的に関わる情報とはいえない。

審査請求人は、本件請求個人情報と審査請求人自身の関係について、身体障害者であった亡父に障害基礎年金が支給されていた可能性がある、等級の程度によって看護の必要性の有無に影響が出てくる、遺産分割の場面で重要な要素となりその分割方法にも影響が及ぶなどを理由として、審査請求人の個人情報とみなし得るほど密接な関係があると主張する。

被相続人から相続した財産に関する情報については、開示請求者自身の個人情報として開示請求の対象とすることが適当な場合があると考えられるところ、審査請求人が主張する限りでは、相続によって審査請求人自身に帰属する財産や権利と本件請求個人情報との具体的な関係が明らかにされておらず、審査請求人自身の個人情報に該当するとも判断できない。

オ したがって、本件請求個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(3) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大沢 光、寺 洋平、東谷 良子 (令和3年3月31日まで)、田中 智美 (令和3年4月1日以降)

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 2年10月 9日	諮問 (諮問第164号) を受け、弁明書、反論書の写しを受理
令和 2年11月11日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和 2年11月20日	審査請求人から資料 (意見陳述書) を受理
令和 2年12月16日	審査請求人による口頭意見陳述の聴取及び審議
令和 3年 1月27日	審議
令和 3年 2月24日	審議
令和 3年 3月17日	審議
令和 3年 4月26日	審議
令和 3年 6月 7日	答申